

日本獣医師会小動物臨床部会
小動物臨床委員会

小動物臨床委員会報告書（中間取りまとめ）
（愛玩動物に係るオンライン診療のあり方と愛玩動物看護師の活用について）

令和6年9月

公益社団法人 日本獣医師会

目 次

1 はじめに	1
2 愛玩動物に係るオンライン診療のあり方	
(1) 規制改革実施計画	1
(2) オンライン診療の利点と懸念点	1
(3) 愛玩動物に係る望ましいオンライン診療のあり方	2
3 愛玩動物看護師の活用	
(1) 愛玩動物看護師の業務範囲	2
(2) 獣医師の指示	3
(3) 獣医師の責務	3
4 おわりに	3

小動物臨床委員会報告書（中間取りまとめ）

（愛玩動物に係るオンライン診療のあり方と愛玩動物看護師の活用について）

1 はじめに

令和6年6月、内閣総理大臣の諮問機関である規制改革推進会議が取りまとめた規制改革実施計画が閣議決定され、愛玩動物に係るオンライン診療の受診の円滑化として、農林水産省が令和6年度中にオンライン診療の指針を策定すること、人の医療を参考に初診からオンライン診療を行うことが可能とすることが盛り込まれた。

また、令和6年3月、獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会（合同会合）は、新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書（中間とりまとめ）を発出し、愛玩動物看護師の資格と業務について定義付けを行った。

これらを受けて、小動物臨床委員会では令和6年4月から4回に渡りオンライン意見交換会を行うとともに、令和6年8月22日に第36回委員会を開催し、小動物のオンライン診療のあり方と愛玩動物看護師の活用について検討を行った。その結果について以下のとおり取りまとめたので報告する。

2 愛玩動物に係るオンライン診療のあり方

（1）規制改革実施計画

II 実施事項

1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

（7）農業・地域産業活性化

3. 愛玩動物に係るオンライン診療の受診の円滑化

- a 農林水産省は、愛玩動物診療におけるオンライン診療について、具体的にどのような要望や課題があるかを現場の飼育者、獣医師等に対して調査を行い、その結果を踏まえ、飼育者の利便性向上等の観点から、オンライン診療がより積極的に活用されるための指針を策定する。
- b 農林水産省は、aの指針を策定するに当たり、厚生労働省における「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等の既存の指針も参考にしつつ、初診からオンライン診療を行うことが可能であることを盛り込む。

（2）オンライン診療の懸念点

ア 診断の正確性の低下

触診や、血液やレントゲン等の検査が行えないため、診断の正確性が低

下する恐れがある。

イ コミュニケーションの制約

限られた伝達手段の中で飼育者と円滑なコミュニケーションが取れずに動物の状態や症状を的確に把握するのが難しい場合がある。

ウ 治療の遅延

オンライン診療において、対面での診療が必要と判断された場合に、最初から来院するよりも治療が遅延する可能性がある。

エ 診療の責任の担保

普段から通院しているかかりつけ獣医師ではなく、オンライン診療を行う施設の所在地や獣医師の氏名などの情報が不明な場合、オンライン診療後の診療の継続や緊急時の連絡が困難になる懸念がある。

(3) 愛玩動物に係る望ましいオンライン診療のあり方

ア 本会が令和4年に取りまとめた「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」の内容を基本とする。

イ オンライン診療はかかりつけ獣医師が行うことが原則である。特にこれまで受診していた疾患とは異なる新たな症状、疾患等の場合は、日頃から当該飼育動物の既往歴や予防情報、健康診断結果等を把握しているかかりつけの獣医師（動物病院）を受診すべきである。

ウ 立地や時間等の都合により、かかりつけ獣医師の診療を受けられない状況にあり、飼育動物のために緊急性をもって直ちに診療を行う必要性が認められるときは、この限りではない。ただし、オンライン診療を行った後には、対面受診による経過の観察を行うこと。

3 愛玩動物看護師の活用

(1) 愛玩動物看護師の業務範囲

愛玩動物看護師が行う業務には、獣医師の診療の補助のほか、動物看護の中心業務である、疾病・負傷動物の世話や動物の適正飼養の推進等が上げられる。

診療の補助として、輸液剤の注射、採血、マイクロチップの装着、カテーテル留置、投薬等が例示されており、診断、エックス線撮影等における放射線の照射、ワクチン等、愛玩動物の身体への影響が大きい医薬品の投与等については認められないとされているが、獣医療現場における具体的な愛玩動物看

護師の業務内容についてはもっと細部にわたった業務内容を示してほしいとの要望がある一方、現存の資格者はその教育水準、業務経験が様々であり、一律に各業務の実施可否を示すことは困難である。したがって、愛玩動物看護師に業務を行わせるにあたっては、当該愛玩動物看護師の持つ知識、経験、技術等をよく見定めた上で、指示する側の獣医師が判断し、指示した獣医師の責任の下で診療行為の一部を担わせる必要がある。

(2) 獣医師の指示

獣医師が愛玩動物看護師に診療の補助業務を指示する場合には、その獣医師が診療を行った飼育動物について個別具体的な指示をするべきである。獣医師が診療を行ったことがない飼育動物について、マニュアル等を指示に代替して業務を行わせてはならない。(緊急時における救命治療等を除く)

(3) 獣医師の責務

チーム獣医療における診療の最終的な責任は獣医師にあるということを明確にするためにも、愛玩動物看護師に指示する業務内容は獣医師が個別具体的に判断するべきである。獣医師と愛玩動物看護師が緊密な連携の下、相互理解の醸成や、円滑なコミュニケーションが図られることで、質の高いチーム獣医療環境を整備することが可能となる。

4 おわりに

閣議決定された規制改革実施計画において、農林水産省に令和6年度中の策定が求められている愛玩動物診療におけるオンライン診療の指針について、本報告書(中間取りまとめ)の内容が考慮されたものとなるよう、農林水産省に要請するとともに、関係者の理解醸成に努める必要がある。

また、愛玩動物看護師の活用にあたっては、(一社)日本動物看護職協会、(一財)動物看護師統一認定機構等の関係団体との緊密な連携を図り、着実に推進すべきである。

小動物臨床分野の課題は多岐に渡るが、飼育者に対するより良い獣医療の提供を通じ、動物との共生社会の推進及び小動物獣医療の発展につながるよう、継続して検討を進めていきたい。

小動物臨床部会小動物臨床委員会 委員名簿

委員長（小動物臨床部会長）

森 尚 志 日本獣医師会理事

副委員長

大 林 清 幸 北九州市獣医師会元副会長（折尾動物病院院長）

委 員

上 田 広 之 北海道獣医師会理事（アース動物病院院長）

上 野 弘 道 東京都獣医師会会長（日本動物医療センター院長）

小 野 裕 之 仙台市獣医師会会長（協同組合仙台獣医師会 総合どうぶつ病院院長）

加 藤 郁 鳥取県獣医師会理事（鳥取動物病院院長）

川 田 睦 大阪市獣医師会（ネオ・ベッツ代表取締役）

工 藤 俊 一 沖縄県獣医師会前会長（くどう動物病院院長）

杉 山 和 寿 静岡県獣医師会会長（杉山獣医科院長）

関 一 弥 北九州市獣医師会会長（せき動物病院院長）

中 村 金 一 岡山県獣医師会会長（ナカムラペットクリニック院長）

溝呂木 啓 之 横浜市獣医師会会長（溝呂木動物病院院長）

八 幡 栄一郎 徳島県獣医師会（はち動物病院院長）